

免税軽油の申請に係る必要書類

業種:「漁船・船舶、農業、林業、とび・土工工事業、
木材加工業、木材市場業」以外の業種

免税軽油使用者証

提出書類(○は必須、△は場合によって必要)	様式種別	新規	更新	書換
【申請書類】				
免税軽油使用者証交付申請書	省令第16号の16様式	○	○	
免税軽油使用者証書換申請書	様式第131号			○
免税軽油使用者証返納書	様式第132号		○	
【添付書類】				
誓約書	省令第16号の18様式	○	○	△※2
固定資産台帳・使用機械の売買契約書・納品書、(リースの場合)リース契約書	任意	○	○	○(機械の)
使用機械の写真(前・横・後・アワーメーター、型式のわかるプレート)※3	A4版の紙に貼付または画像出力	○	○	○(変更・追加の)
使用機械のカタログ	任意	△		△(場合に)
1時間当たりの燃料消費量	任意	△		△(提出)
燃料貯蔵庫(免税軽油用タンク)の容量、写真および配置図(貯蔵庫がある場合は必須)	任意	△	△	
商業・法人登記の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書(法人の場合は必須)	法務局交付	△	△	
事業の許可関係証明書類(下記の特定業種のみ)	各許可証・認可書等	○	△	○

※1 写真はA4版の用紙に貼付してください。デジタルカメラで撮影し、A4版の紙に出力したものも可とします。

※2 使用者証に新たに漁業従事者を登録(追加)する場合に、その方の誓約書が必要です。

免税証

提出書類(○は必須、△は場合によって必要)	様式種別	新規	追加	交換	返納
免税証交付申請書	第16号の21様式	○	○		
免税証交付申請算出明細書	県指定の様式	○	○		
免税軽油使用者証	省令第16号の19様式	○	○		
事業の許可関係証明書類(鉱物の掘採事業のみ)	県産業労働部交付のもの	○	○		
軽油引取税免税証交換申請書	任意の様式			○	
免税証	県税が交付したもの(省令第16号の13様式)			○	
軽油引取税免税証返納書	様式第134号				○
免税証	県税が交付したもの(省令第16号の13様式)				○
納品書等の写し			○		
返信用封筒(570円切手貼付)(申請数量500g以下で郵送による交付を希望する場合)※1	封筒は角2号(332mm×240mm)程度の大きさ	△	△	△	

※1 レターパックプラス(520円)でも可。

免税軽油の引取り等に関するもの

提出書類(○は必須、△は場合によって必要)	様式種別	新規	交付	交換	返納
免税軽油の引取り等に係る報告書	省令様式第16号の30様式		○		○
免税軽油受払状況表	任意様式		△		△
納品書等	任意の様式		○		○

※1 機械等が複数ある使用者については提出の必要があります。

《特定業種》 鉄道……………鉄道事業法による免許・許可、または軌道法第3条に基づく特許
 鉱物の掘採事業……採石業者登録申請書および登録書・採取計画認可申請書および認可書
 倉庫業……………倉庫業法第3条に基づく登録証
 廃棄物処理事業……廃棄物処理法による埋立許可証
 堆肥製造業……………特殊肥料生産業者届出
 索道事業……………鉄道事業法による許可書